

第一号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の二第三項中「昭和四十六年法律第七十七号」の下に「。次条において「給特法」という。」を、「この条」の下に「及び次条」を加え、同項中「同じ」を「教育職員」という」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「職員」を「教育職員」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（教育職員の在校等時間の上限等に関する方針）

第十条の二の三 任命権者は、給特法第七条第一項に規定する指針に基づき、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同指針に規定する在校等時間をいう。以下この条において同じ。）から所定の勤務時間（給特法第六条第三項各号に掲げる日（代休日）が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

2 任命権者は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月について百時間未満

二 一年について七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

提案理由

教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する指針及び学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十二年大分県条例第二十四号）第十三条の二の二第三項の規定に基づき、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めたいので提案する。

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第十条の二（略）</p> <p>（正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる時間数の上限等）</p> <p>第十条の二の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 任命権者は、職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。次条において「給特法」という。）<u>第二条第二項に規定する教育職員に限る。</u>以下この条及び次条において「教育職員」という。）に第一項の勤務をすることを命ずる場合には、次に掲げる時間数の範囲内で必要最小限の当該勤務をすることを命ずるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、任命権者は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、<u>教育職員に臨時的に同項各号に掲げる時間数を超えて第一項の勤務をすることを命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間数及び月数の範囲内で必要最小限の当該勤務をすることを命ずるものとする。</u></p> <p>一～四（略）</p> <p>5 大規模な災害への対応その他避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合において、<u>教育職員に前二項に規定する時間数又は月数を超えて第一項の勤務をすることを命ずる必要があると任命権者が認める場合には、前二項（当該超えることとなる時間数又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</u></p> <p>6 任命権者は、前項の規定により、第三項又は第四項に規定する時間数又は月数を超えて教育職員に第一項の勤務をすることを命ずる場合には、当該超えた部分の勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該教育職員の健康の確保に最大限の配慮をすることともに、当該勤務をすることを命じた日が属する当該時間数又は月数の算</p>	<p>第一条～第十条の二（略）</p> <p>（正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる時間数の上限等）</p> <p>第十条の二の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 任命権者は、職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。次条において「給特法」という。）<u>第二条第二項に規定する教育職員に限る。</u>以下この条及び次条において「教育職員」という。）に第一項の勤務をすることを命ずる場合には、次に掲げる時間数の範囲内で必要最小限の当該勤務をすることを命ずるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、任命権者は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、<u>職員に臨時的に同項各号に掲げる時間数を超えて第一項の勤務をすることを命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間数及び月数の範囲内で必要最小限の当該勤務をすることを命ずるものとする。</u></p> <p>一～四（略）</p> <p>5 大規模な災害への対応その他避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合において、<u>職員に前二項に規定する時間数又は月数を超えて第一項の勤務をすることを命ずる必要があると任命権者が認める場合には、前二項（当該超えることとなる時間数又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</u></p> <p>6 任命権者は、前項の規定により、第三項又は第四項に規定する時間数又は月数を超えて<u>職員に第一項の勤務をすることを命ずる場合には、当該超えた部分の勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員</u>の健康の確保に最大限の配慮をすることともに、当該勤務をすることを命じた日が属する当該時間数又は月数の算</p>

定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該超えた部分の勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

(教育職員の在校等時間の上限等に関する方針)

第十条の二の三 任命権者は、給特法第七条第一項に規定する指針に基づき、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同指針に規定する在校等時間をいう。以下この条において同じ。)から所定の勤務時間(給特法第六条第三項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月について四十五時間
二 一年について三百六十時間

2 任命権者は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 一箇月について百時間未満
二 一年について七百二十時間
三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、任命権者が別に定める。

第十一条・第十一条の二 (略)

定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該超えた部分の勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

(新設)

第十一条・第十一条の二 (略)

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正(概要)

1 改正理由

教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針及び学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和32年大分県条例第24号）第13条の2の2第3項の規定に基づき、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定める。

- ◇公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）
（教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等）
第7条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。
2 （略）
- ◇公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）
第4 服務監督教育委員会が講ずべき措置
服務監督教育委員会は以下の措置を講ずべきものとする。
(1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）を教育委員会規則等において定めること。

2 改正内容

- (1) 教育職員の業務量の適切な管理に関して以下の内容の規定を新設（第10条の2の3関係）
- ① 教育職員（給特法第2条第2項に規定する教育職員）の業務時間から所定の勤務時間を除いた時間を1箇月45時間、1年360時間の範囲内とする。
 - ② 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に上記①の上限時間を超えて業務を行わざるを得ない場合は、1箇月につき100時間未満、1年につき720時間以内（複数月では平均80時間以内）とする。また、1年のうち、1箇月において45時間を超えて業務を行う月数を6箇月以内とする等
 - ③ その他必要な事項は、任命権者が別に定める。
- (2) その他規定の整備（第10条の2の2関係）

3 施行期日

令和2年4月1日